

謹賀新年

あけましておめでとらござります





新春を迎え

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

平成十八年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年の稲作は一部の地区で台風による被害が発生したが、その他は極端に大きな気象の変動もなく、庄内においては十月の作況指数は一〇一の平年作となり一等米比率は、九四・五%とここ数年で最も高い値を示したことは良かったと思います。

また、全国の作況指数が一〇一となり、初めて豊作分を主食米市場から隔離する「集荷円滑化対策」が発動されました。

全国で二十三道府県が発動の対象となり、山形県も一〇一で発動の対象となりましたが、導入の目的どおり、米価の低落に歯止めをかけ価格安定の方向に到達できるのか、昨年十一月のコメ価格センターの入札結果は不安の残るものであります。また、十一月に決定した十八年度産米の生産目標数量配分は、過剰米の発生抑制のために十七年度に比べ

全国で十八万トン削減され、都道府県別配分では市場原理を一層反映されており、生産調整強化に伴う農家負担が増えるばかりで組合員の生産意欲の低下が心配されます。

平成十七年三月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

農林水産省は十月末に、二〇〇七年産からの品目横断的な経営安定対策の導入に向けて「経営所得安定対策等大綱」をまとめ、「農地、農業用水等の資源の保全管理施策」がその主要な施策の一つとして位置付けられており、国の平成十八年度予算は、新しい基本計画を具体化するための最初の予算になると受け止めます。

特に「農地、水、農村環境保全向上活動」についての新規事業が措置されています。

この資源保全の施策は、農地や集落まわりの排水路、ため池、農道などを適切な保全管理と生活環境の保全、向上を図るため、地域が一体となって共同活動への取組が求められています。

私たち水土里ネットは、土地改良区が行っている仕事、施設の役割、

水を中心にした環境保全について、用排水路の重要性をお互いが認識するために二十一世紀土地改良区創造運動を行ってきました。大町溝においても、地域住民参加の中で、行政とも一体となり、公民館行事への協賛や、小学生を中心とした校外総合学習の受入を積極的に行っております。

また、平成十六年度から計画された上野原地区営営水田畑地化事業、上北目、飛鳥地区では団体営水田畑地化事業を実施してきました。

飛鳥地区については、地元の要望で事業面積の拡大のため平成十七年度に事業計画の変更をして実施しております。

また、平成十四年度から実施されている国営最上川下流沿岸農業水利事業では、十七年度に平田揚水機場にポンプの据付工事が行われ、平成十八年度の作付けからは一新されたポンプでの揚水となります。十七年度からトンネルの改修工事に入っている草薙頭首工は、集中管理施設と最新の徐塵機の据付工事も決まっております。完成の暁には将来予想される老朽化に伴う負担が大幅に軽減されることとなります。

土地改良財産に期待される役割は、本来の農業用排水路施設の機能にとどまらず、環境保全など農業の持つ「多面的機能」の根幹を成すものと考えております。

今後も土地改良事業とその施設の

「多面的、公益性」の高さを、改めて非農家を含む地域の皆様からご認識して頂けるよう努力を続けてまいります。このことが今後の組合員の負担軽減と地域の文化の向上に大きく寄与するものと信じております。本年も稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区

- 理事長 齋藤 隆
- 副理事長 岩崎 直
- 会計係理事 庄司 健吉
- 理事 鈴木 敏夫
- 理事 伊藤 幹雄
- 理事 佐藤 清人
- 理事 富樫 賢一
- 理事 佐藤 良
- 理事 齋藤 誠一
- 総括監事 齋藤 久太郎
- 監事 松田 操
- 監事 寒河江 繁
- 外職員一同

新事業 『資源保全政策』について

平成一九年度から実施される「農地・水・農村環境保全活動」のモデル支援事業地区に遊摺部集落が指定されました。

この事業は「品目横断的な経営所得安定対策」と伴に農政改革の車の両輪として位置づけられ、地域の共同作業を通じた農村景観・自然環境

・伝統文化を保存・継承する取組に対し、支援を行う事業です。平成一九年からの本格実施に先駆け事業効果を検証するため、全国で六〇〇の地域がモデル支援事業地区とされています。

◎背景

平成一八年で産地づくり交付金は制度が見直され、新たに産業政策として品目横断的な経営所得安定対策、地域振興政策として農業・水・環境の保全（資源保全）向上対策の二つの施策が車の両輪として動き出します。

農地や用排水路は、景観・環境・文化と伴に集落ぐるみの共同作業で保全管理されてきました。しかし、どの農村集落でも高齢化や土地持ち非農家の増加などで集落機能が弱まり、これまでの保全活動が困難になりました。

一方、経営所得安定化対策では四ha以上の担い手、二〇ha以上の集落営農組織育成が基本的目標として掲げられ、更に集落機能の低下を促す様な状況になっています。このようなことから、これまで農村が培ってきた、集落機能に根ざした共同活動全体を地域資源とらえ、その保全向

上に取り組む組織の活動を育成しようという支援策が、「資源保全施策」と呼ばれています。

◎制度の仕組み

国民の共有財産である農地・水・農村環境の適切な保全管理と質的向上を目指すことを目的とし、一定の地域（集落・事業区・水系）の中で農家以外の組織（自治会・PTA・子供会・老人クラブ・NPO等）を含め、農業生産の基礎資源である農地・農業用水等の保全向上活動に関する協定を結び、この活動に対し、県の総合支庁単位に設置される予定の地域協議会を通じ、国・県・市町村が一〇a当たり四、四〇〇円（国五〇％、県・市町村各二五％）を支援することになります。

更に一九年からは農家が行う減農薬など、環境保全に向けた農家ぐるみの先進的営農活動に対する支援も加わる予定です。

この様な支援策を実際の活動の中で検証し、本格実施に向けて制度の中

内容に反映させようという取組が、今回、遊摺部集落を対象に行われるモデル支援事業です。

遊摺部集落での支援対象となる活動計画は現在作成中であり、支援対象となる活動も平成一九年からの本格実施に比べ実験的な色合いが濃くなるとされていますが、「図表一」に記載した活動が支援対象の一例として示されています。この中で基礎部分は一〇割、生産・環境資源向上活動が含まれる誘導部分は目標項目の六割達成が求められます。更に平成一九年度以降、本格実施されてから採択を受ける新規地区からは、この達成状態を五年間継続することが目標とされる予定です。

【図表一】

活動指針のイメージ

- 活動計画づくりのガイドラインとして、具体的な活動を列挙した「活動指針」を策定。
- 活動指針は、基礎部分と誘導部分に区分。
- 国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の項目を追加。

		基礎部分	誘導部分	共通活動
活動指針	生産資源向上 （畜産の良畜舎化など）	畜舎の寿命を延ばすための取組	畜舎の役割分担	飼料の保管管理の徹底 ゲートの保守管理の徹底
	環境資源向上 （生活系、資源保全など）	地域住民やNPO等も交えた取組	地域全体への啓発・普及	生き物調査の実施 水田沿いに花の植付
	資源の適切な 保全管理	畜舎の機能に支障が生じていないかの確認	耕作放棄地の年次別調査を実施	水路の江がわい、草刈り 畜舎への砂利の積付

明なところが多くありますが、何よりも支援を受ける地域の積極的な取組が必要とされています。

資源保全施策の枠組みは、集落よりも地域管理組合やほ場整備事業区単位での地区設定が取組やすい面が多く、大町溝では、今後の総代会、支溝代表者会議を通じて意見の集約を図っていく予定です。

平成17年度研修風景等

小学校や地域の公民館が総合学習等で、土地改良区の施設を見学を訪れてくれた児童たちの研修風景を紹介します。

詳しくは、水土里ネット大町溝WebSite (<http://o-machikou.info/>) をご覧下さい。

土地改良区では、地域単位や学校単位での現地研修について随時お受けしますので、興味のある方はご連絡ください。

TEL0234-52-2350 (代) 大町溝土地改良区 総務課 能登山

H 17. 5. 28

酒田市(旧松山町)
南部公民館「地見ッ子」研修会



H 17. 7. 29

酒田市(旧平田町)
郡鏡公民館「水の旅」



H 17. 9. 13

酒田市立(旧平田町立)
田沢小学校4年生



H17. 10. 3・7
酒田市立(旧平田町立)
南平田小学校 4年生



H17. 10. 17
酒田市立(旧平田町立)
東陽小学校 4年生



H17. 11. 21
酒田市立(松山町立)
内郷小学校 5年生



第28回全国土地改良大会 山形大会開催

秋晴れのなか、去る10月26日(水)午後1時から山形ビッグウイング（山形国際交流プラザ）を会場に第28回全国土地改良大会山形大会が開催されました。『**生命の最上川 うるおう大地に 夢かがやいて**』を大会テーマに全国から3,000名を超える土地改良関係者が参集しました。当日は、敷地内に臨時の直売所が設置され、振る舞いコーナーでは山形の芋煮の試食に舌鼓を打ち、多くの方々が、ふるさとのお土産に農産物などの山形の味を購入しておりました。

大会のオープニングは、陸上自衛隊第6音楽隊により「花笠音頭」などの歓迎演奏で始まり、大会式典は、水土里ネットやまがた（山形県土地改良事業団体連合会）土屋健吾副会長が開会宣言をおこない、国歌斉唱後、開催県代表として水土里ネットやまがた（山形県土地改良事業団体連合会）岡崎敏比古会長の挨拶、主催者代表として全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）野中広務会長の挨拶、歓迎の言葉として齋藤弘山形県知事、市川昭男山形市長の挨拶がそれぞれありました。また、来賓を代表して宮腰光寛農林水産副大臣が、農林水産大臣の祝辞を代読されました。

式典の中で、土地改良事業功績者表彰がおこなわれ、農林水産大臣表彰6名、農林水産省農村振興局長表彰

16名、全国土地改良事業団体連合会長表彰47名、並びに、平成17年度21創造運動大賞9水土里ネット（土地改良区）が、表彰されました。中條康郎農林水産省農村振興局長から基調報告があり、3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に則してどのような政策を進めていくのかについて、農業農村整備事業を中心に報告がありました。引き続き大会宣言の

発表があり、山形県立農業大学校の大山和志さん、佐藤望美さんが、「生命の最上川 うるおう大地に 夢かがやいて」のもと、「農地・水・農村環境の保全向上」に総力を挙げて取り組み、「21世紀の新たな日本の暮らし」を創造していくことを力強く宣言しました。

翌日から、事業視察がおこなわれAコース山形市内近郊の日帰りコース、Bコース村山管内1泊2日コース、Cコース最上管内1泊2日コース、Dコース置賜管内1





泊2日コース、Eコース庄内管内1泊2日コースの5コースに分かれ県内各地を全国の方が視察をおこない訪れました。庄内管内コースには、沖縄県、福岡県、新潟県、宮城県、岩手県、青森県の各土地改良関係者188名ほどが訪れ庄内管内の国営かんがい排水事業北楯頭首工、同赤川頭首工、砂丘畑、砂防林、県営ほ場整備事業（担い手）辻興屋地区等の各土地改良施設や、羽黒山、山居倉庫などを視察しました。

一行が山居倉庫を訪れた際には、阿部寿一酒田市長の挨拶があり、管内土地改良区理事長らが大量で迎え、観光酒田をピーアールしました。また会場では、地元味、清酒の試飲と、庄内柿の試食もおこなわれておりました。

大 会 宣 言

二十一世紀に住む私たちは、食糧需要の増大、温暖化の進行、生態系の破壊、資源の枯渇など地球規模の危機に直面しています。今、人間の都合だけの豊かさを追い求めるのではなく、地球の資源は有限という認識のもとに、水や物の循環、生態系を回復する努力がはじまっています。

この中で、自然の恩恵により生き物を育てる農業の力が見直されてきております。特に水田は、生産のみならず、空気をきれいにし、洪水を防ぎ、国土を保全する働きを持つ国民の大切な財産ともいわれています。山形県出身の作家井上ひさしさんは、「農業は日本人がつくりあげた長い歴史を持つ社会装置です」と表現しているように、日本の文化は田んぼから生まれ、私たちの生活、感情、民族性の源となっています。

生命を生み育む「水」、花や野菜を芽ぶかせて育てる「土」、豊かな稔りをもたらす風土を守る「里」。わが国どの地にも生きるための知恵、努力を続けてきた先人達の足跡が田畑に残されています。先人達の地道な農耕が、農地のほか鎮守の森、屋敷林、生垣、用水路、ため池、畔や土手といった私たちの原風景を創ってきました。

このような先人の財産を未来へ伝承し、生きる活力となる農村を大切にしていけることが私たちの使命であり、「水土里ネット」の原点でもあります。

新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業と農村が持つ資源を将来にわたって適切に保全管理していくとの政策の方向が示されたところですが、農村集落はかつて「結い」や「入会」など人との調和やとりきめで成り立っていました。地域の創造は多くの人の共同作業ではじめて実現できることを、今こそ、皆で再認識し、それぞれの地域にあった保全管理システムをつくりあげることが必要です。私たち地域に生きる者が、自らの意志と責務により、地域の資源を活かし、農業や環境を活かす地域経営を議論していくことが求められています。

私たち「水土里ネット」は、このような思いをひとつにし、「生命（いのち）の最上川（みず）うるおう大地に夢かがやいて」のもと、「農地・水・農村環境の保全向上」に総力を挙げて取り組み、「二十一世紀の新たな日本の暮らし」を創造していくことを、ここ山形において宣言します。

第二十八回全国土地改良大会

平成十七年十月二十六日

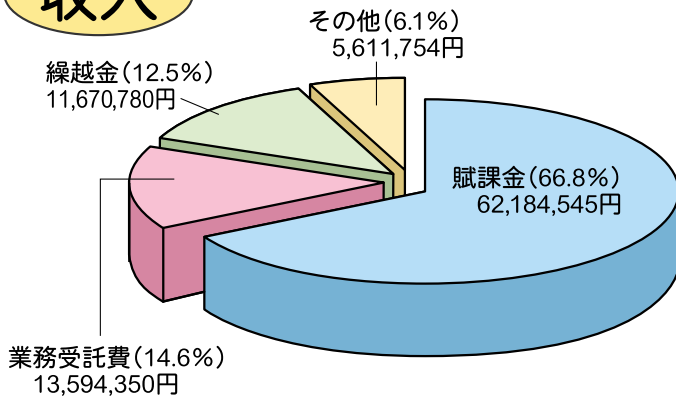
最上川下流右岸土地改良区連合 平成16年度決算状況

☆一般会計

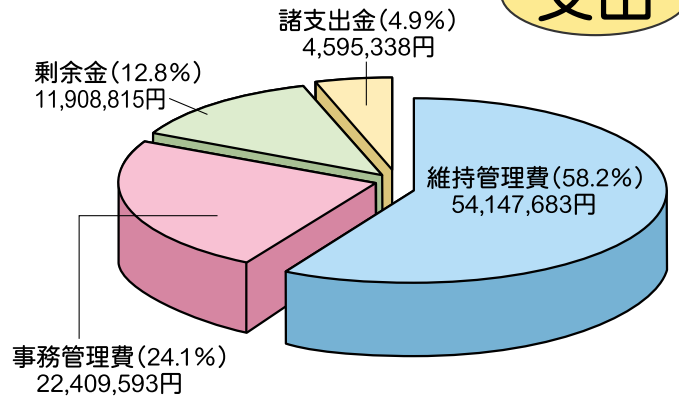
収 入	93,061,429円
支 出	81,152,614円
差し引き	11,908,815円

平成17年度に繰り越す

収入



支出



☆その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	1,567,570	0	1,567,570	平成17年度に繰越す。
職員退職給与金	23,615,297	832,100	22,783,197	平成17年度に繰越す。
役員退任慰労金	2,144,097	1,557,914	586,183	平成17年度に繰越す。
褒 賞 金	939,075	149,840	789,235	平成17年度に繰越す。
事務所整備資金	1,269,318	630,798	638,520	平成17年度に繰越す。
財政調整資金	72,813,743	1,500,000	71,313,743	平成17年度に繰越す。
計	102,349,100	4,670,652		

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

(H17. 5. 31現在)

区 分	土地 (敷地等)	土地 (山林原野等)	建 物
面 積	6,553.05㎡	18,007.00㎡	461.01㎡

☆最上川下流右岸土地改良区所属土地改良区の現状

(H17. 3. 31現在)

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,951.6ha	5,616.6ha	8,568.2ha
内 国営事業関係面積	2,827.1ha	3,461.1ha	6,288.2ha
組合員数	1,720人	3,590人	5,310人
内 国営事業関係組合員数	1,645人	1,907人	3,552人

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱（支柱、支線を含む）及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人～100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

※問い合わせ先

大町溝土地改良区 TEL0234-52-2350 管理課 管理係 小野寺まで

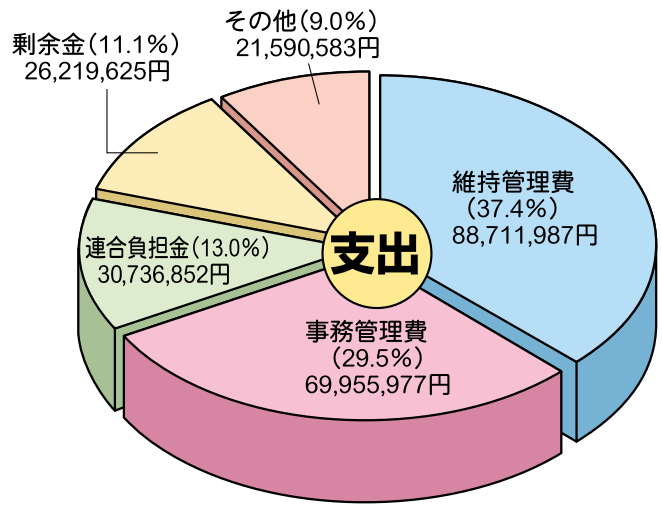
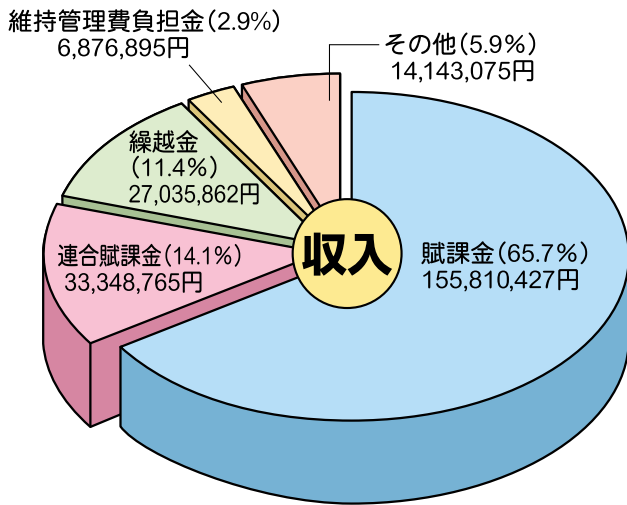
平成17年度 第1回臨時総代会

各会計の決算状況

☆**一般会計** 収入 237,215,024円
 支出 210,995,399円
 差引額 26,219,625円
 平成17年度に繰越す。



議長 (上林 正志 総代)

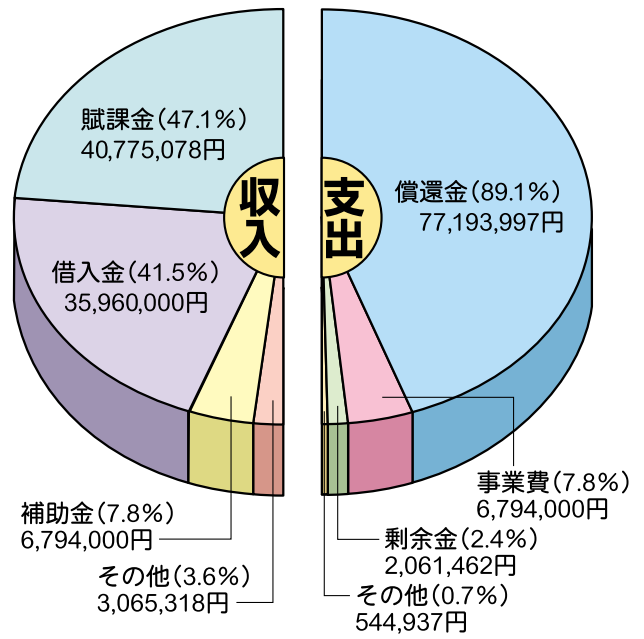
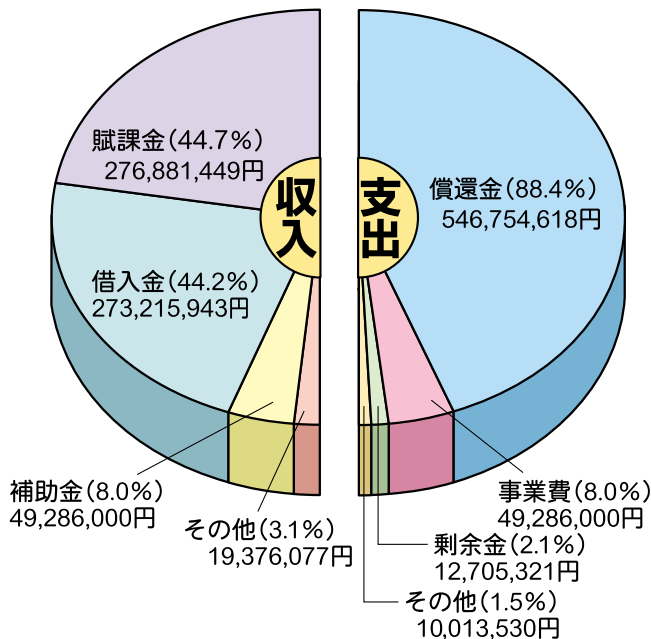


☆**県営土地改良事業特別会計**

収入 618,759,469円
 支出 606,054,148円
 差引額 12,705,321円
 平成17年度に繰越す。

☆**団体営土地改良事業特別会計**

収入 86,594,396円
 支出 84,632,934円
 差引額 2,061,462円
 平成17年度に繰越す。





平成17年8月26日に平成17年度第1回臨時総代会が開催され、平成16年度決算を含む全13議案が承認、可決されました。



☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

	会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	差 引 額	備 考
1	団体営上北目地区基盤整備促進事業	8,608,000	8,608,000	0	
2	団体営飛鳥地区基盤整備促進事業	17,194,000	17,194,000	0	
3	担い手育成支援事業	56,930,034	56,926,104	3,930	平成17年度に繰越す。
4	役員退任慰労金	2,873,761	0	2,873,761	平成17年度に繰越す。
5	水源涵養林	22,181,902	22,710	22,159,192	平成17年度に繰越す。
6	事務所等維持管理	1,632,564	993,530	639,034	平成17年度に繰越す。
7	決済金	94,948,065	2,890,838	92,057,227	平成17年度に繰越す。
8	土地改良事業積立金	152,995,651	30,486	152,965,165	平成17年度に繰越す。
9	顕彰金	3,982,797	1,087,957	2,894,840	平成17年度に繰越す。
10	自動車償却及び購入基金積立金	4,618,424	2,660,000	1,958,424	平成17年度に繰越す。
11	職員退職給与	43,399,516	1,311,000	42,088,516	平成17年度に繰越す。
	計	409,364,714	91,724,625		

平成17年度分確定申告用賦課金は認率決定

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。

一定の是認（ぜにん）割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

是認割合の算定は、

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経営の必要経費としては繰延資産分しか含まれない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除くため工事費の内訳に基づいて、工事費に対する繰延資産取得率を各ほ場整備実施地区毎に算定し、下記「是認額の計算式」より計算した金額が是認額となっております。

※注意事項※

- ・ 10a当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
- ・ 10a当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円

詳しい内容のお問い合わせは、酒田税務署または各市町税務課までお願いします。

平成17年分 大町溝土地改良区賦課金(是認額)一覧表

科目	工区等	10a 当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一般	經常・連合賦課	6,410	100%	6,410
県営	飛鳥地区排水対策	2,085	100%	2,085
	内郷地区	12,135	84.3%	10,225
	山元地区	14,500	74.4%	10,786
	中平田東地区	15,060	76.5%	11,508
	南平田地区	12,355	81.0%	10,000
	西平田地区	田 13,275	82.1%	10,898
	同	畑 7,970	100%	7,970
	中平田南地区	田 12,425	90.7%	11,267
	同	畑 7,460	100%	7,460
	大正溝地区	14,265	85.1%	12,126
	砂越地区	田 13,080	76.5%	10,000
	同	畑 7,850	100%	7,850
	同 (茨野新田H10繰償分)	9,135	100%	9,135

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金 (円)	是認割合	是認額 (円)
	同 (H12繰償分)	田 8,846	100%	8,846
	同	畑 5,307	100%	5,307
	中平田西地区	9,700	100%	9,700
	同 (H14繰償分)	7,553	100%	7,553
	飛鳥砂越地区	7,345	100%	7,345
	檜橋地区 (H9繰償分)	5,224	100%	5,224
団 体 営	寺田第二地区	585	100%	585
	南田沢第二地区	540	100%	540
	相沢川地区	10,000	100%	10,000
	上郷溝地区	13,455	74.4%	10,000
	石名坂地区	14,245	75.9%	10,807
	飛鳥地区	10,725	93.3%	10,000
	山寺地区	14,760	74.8%	11,031

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額×繰延資産取得率(※注1)) + 維持管理費(※注2) = 地区是認額

地区是認額 ÷ 地区面積 = 10a 当たり是認額

繰延資産取得率 $C + C' / A = C / D$

事業費 (取得費) の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

※注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

※注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十八年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日(火)までとなっております。農地の権利等に移動がときは組合員自ら土地改良区に届出をいただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、せっかく手続きをしても二月二十八日(火)を過ぎると平成十八年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙(組合員資格得喪通知書)で手続きが必要ですよ。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は「新しく組合員となる方の印鑑」をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

所有権移転		使用収益権移転	資格得喪 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更 賃貸借	
<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) 上記いずれかの書類の写し添付	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) 上記いずれかの書類の写し添付 現資格者の印は不要又、死亡年月日を明記	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) いずれかの書類の写し添付	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第20条の確認通知(合意解約)(農業委員会より)の写し添付
その他 ・住所が変更となった場合は住所変更届の提出が必要。 ・賦課金引落とし口座の変更の場合は賦課金引落とし口座番号届の提出が必要。			

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決算金に対する協定を結ぶ必要があるために「組合員の印鑑が必要」です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。

公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのまましておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝への連絡の有無を確認されるか、「大町溝財務係まで」「一報下やう」。

☆農地転用等の通知書の場合

※この手続きは、農業委員会に転用の手続きをおこなう前に土地改良区でおこないます。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条 転用 (自所を地目変更)	農地法第5条 転用 (所有権移転の伴う地目変更)	公共事業 買収に伴う転用
受付時の 通知書への 記載事項確認	転用組合員名 地区総代の署名捺印	転用組合員名 転用関係者名 地区総代の署名捺印	転用組合員よりの申し出
位 置 図	○	○	○
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出		決済金を納入後、地区除外となる。

※農地を分筆・合筆した場合も 大町溝土地改良区財務係 へお知らせ下さい。

大町溝土地改良区 総務課 財務係 久松・小松まで TEL 52-2350 FAX 52-3515

☆賦課金の納入について☆

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから期限までに完納いただけない場合、農林公庫等に償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっており、

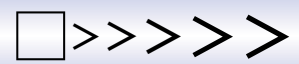
土地改良区としましても未納を容認することはできなく、納入いただくようさまざまな対応を個別行わせていただいております。

どうしても納期限までに納入できない方は、事前に会計係までご連絡いただければ、分割納入等さまざま納入方法についてのご相談をお受けいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。



財務状況のあらまし



平成17年 3月31日現在

☆長期借入金状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
寺田第二地区かんがい排水事業	216	H19	中平田東地区ほ場整備事業	116,741	H18
南田沢第二地区かんがい排水事業	819	H26	南平田地区ほ場整備事業	127,605	H25
上郷溝地区区画整理事業	35,287	H18	西平田地区ほ場整備事業	575,783	H25
石名坂地区区画整理事業	10,106	H18	中平田南地区ほ場整備事業	340,146	H32
飛鳥地区排水対策特別事業	6,138	H24	大正溝地区ほ場整備事業	231,140	H33
飛鳥地区区画整理事業	45,923	H25	砂越地区ほ場整備事業	279,437	H35
山寺地区区画整理事業	115,746	H28	中平田西地区ほ場整備事業	136,978	H31
内郷地区ほ場整備事業	320,427	H24	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	23,710	H25
山元地区ほ場整備事業	129,167	H20	合 計	2,495,369	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	4,680	H23	山元地区ほ場整備事業	94,960	H26
上郷溝地区区画整理事業	69,330	H26	中平田東地区ほ場整備事業	111,740	H26
石名坂地区区画整理事業	18,310	H26	南平田地区ほ場整備事業	88,890	H26
飛鳥地区区画整理事業	23,870	H26	西平田地区ほ場整備事業	75,080	H26
山寺地区区画整理事業	28,250	H26	中平田南地区ほ場整備事業	11,710	H26
内郷地区ほ場整備事業	122,150	H26	合 計	648,970	

☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 7,820.29㎡ 	◎土地(山林等) 402,838.24㎡ 	◎建物(面積) 883.86㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
---	--	---	--	---	----------------------------